

管理 No.	F008
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署: 福祉部地域福祉課
 (指導監査係 / 内線: 2814)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	社会福祉法人の定款変更の認可	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	社会福祉法 (昭和26年 法律第45号)
	根拠規定条項	第 45 条第 36 第 2 号
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	社会福祉法 (昭和26年 法律第45号) 社会福祉法人審査基準 (社会福祉法人の認可について(平成12年障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)及び社会福祉法人の認可について(平成12年障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知))
	基準規定条項	第 45 条第 36 第 3 号
	審査基準	<p>社会福祉法 (定款の変更)</p> <p>第四十五条の三十六</p> <p>2 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>社会福祉法人の定款の変更の認可に係る審査基準</p> <p>社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準は、「社会福祉法人の認可について」(平成12年障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)及び「社会福祉法人の認可について」(平成12年障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)のとおりとする。</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)	総日数30日程度	
本票の作成日	平成29年 月 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	<p>社会福祉法 (定款の変更)</p> <p>第四十五条の三十六 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。</p> <p>2 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>4 社会福祉法人は、第二項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>社会福祉法人の定款の変更の認可に係る審査基準</p> <p>社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準は、「社会福祉法人の認可について」(平成12年障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)及び「社会福祉法人の認可について」(平成12年障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)のとおりとする。</p>